

2025年7月11日

株主各位

大阪市中央区南本町四丁目1番1号
株式会社淀川製鋼所
代表取締役社長 田中 栄一

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は2025年7月11日開催の当社取締役会において、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 45,700株
2. 処分株式の割当方法	第三者割当ての方法による。
3. 処分株式の給付金額	処分株式1株につき 金1,124円
4. 給付金額の総額	金51,366,800円
5. 現物出資財産の内容及び価額	2025年7月11日開催の当社取締役会決議に基づき、下記6.記載の当社の取締役4名及び当社の執行役員9名に支給される当社に対する金銭報酬債権合計金51,366,800円（処分株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金1,124円）を出資の目的とする。
6. 処分先	当社の取締役（※） 4名 24,700株 ※社外取締役を除く。 当社の執行役員 9名 21,000株
7. 処分株式と引換えにする財産の給付期日	2025年7月28日

以上